

厚生労働省佐賀労働局  
武雄労働基準監督署発表  
令和 7 年 8 月 27 日

【照会先】 武雄労働基準監督署  
署長 平山 正  
監督・安衛課長 堤 竜哉  
電話 0954-22-2165

報道関係者 各位

### 「Safe Work Action」がスタートします ～事業者とともに安全・安心・快適な職場づくりに取り組みます～

武雄労働基準監督署（署長 <sup>ひらやま</sup> 平山 <sup>ただし</sup> 正）は、労働災害の減少が進まないことや依然として違法な長時間労働が認められるなどの課題を解消するため、管内の事業者が自発的に安全衛生対策や労働条件の向上への取組を推進することを目的とし、「Safe Work Action」と題する取組を、令和7年10月1日から令和10年3月31日（佐賀労働局第14次労働災害防止計画の終期）まで行うこととしました。

本取組が実効あるものとすべく事前に説明会を開催いたします。

説明会については、取材可としております。取材を希望される場合は、準備が必要となりますので、事前にご連絡ください。

#### 【「Safe Work Action」説明会】

- 日時 令和7年9月26日（金）  
13時30分開始（所要時間2時間15分）
- 場所 鹿島市生涯学習センター エイブル3階研修室  
（佐賀県鹿島市大字納富分2700-1）
- 対象 企業の安全担当者等
- 内容 ①「Safe Work Action」の内容、参加方法等  
②安全衛生に関する特別講演  
（講師：鹿島建設（株）九州支店安全環境部 部長）  
③働き方改革に関する特別講演  
（講師：佐賀働き方改革推進支援センター 専門家）



#### 【添付資料】

- Safe Work Action（リーフレット）
- ロゴマークについて

- 3 「Safe Work Action」 実施・運営要領
- 4 Safe Work Action 取組宣言書・同（記入例）
- 5 「Safe Work TAKEO」 ロゴマーク使用取扱規程
- 6 「Safe Work Action」 説明会のご案内
- 7 令和7年度 武雄労働基準監督署のとりくみ
- 8 佐賀県における労働災害の推移
- 9 佐賀労働局第14次労働災害防止計画（リーフレット）

働きやすい職場づくりのために武雄労働基準監督署の取組に是非ご参加ください!

# Safe Work Action

～みんなで実現 安全・安心・快適職場～

## 1 ログマーク（全部で8種類あります。）



## 2 取組内容

「Safe Work Action」は、①事業者自らが定めた労働者の安全確保・健康確保・労働条件向上に関する取組事項を公開すること、②「Safe Work」などをキャッチフレーズとするログマークを事業場内で活用することにより、労働災害防止や職場環境の改善に積極的な事業場であることを内外に表明し、労使による安全・安心・快適な職場づくりを促進させることを目的とする取組です。

取組期間は、令和7年10月1日から令和10年3月31日までです。

## 3 取組事項の公開等

事業者は、事業場の現状を把握し、労働者側との協議を経て、「Safe Work Action 取組宣言書（以下「宣言書」といいます。）」を作成し、宣言書を武雄労働基準監督署（以下「武雄署」といいます。）にメールにて提出します。武雄署は、宣言書に問題ないことを確認した上で「Safe Work Action 取組宣言事業場（以下「宣言事業場」といいます。）」として登録し、佐賀労働局のホームページに掲載します。

宣言書は、佐賀労働局のホームページからダウンロードしてご使用ください。



## 4 ログマークの活用等

武雄署から宣言事業場に対して、ログマークのデータを提供します。事業者は、事業場、現場などへのログマークの掲示、保護帽などへのログマークの貼付、ログマーク入り名刺の作成などにより、取組の見える化を図るとともに、宣言書の取組事項の達成を図ります。

### 【活用例】

- ・ 保護帽
- ・ 掲示板
- ・ 名札に掲示



## 5 キャッチフレーズ

「Safe Work」は、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。

また、『Safe』のそれぞれの文字を頭文字とする「○○○○ Work」のキャッチフレーズがあります。

### (1) S⇒Smart Work

多様な働き方ができる職場を意味し、長時間労働を前提とした働き方からの脱却を図る意思を示すものです。

### (2) a⇒Active Work

働きがいがある職場を意味し、ワーク・エンゲージメントの向上などに取り組む意思を示すものです。

### (3) f⇒Fun Work

ハラスメントのない職場を意味し、風通しの良い職場づくりなどに取り組む意思を示すものです。

### (4) e⇒Equal Work

公平な待遇の職場を意味し、賃金などの労働条件について、性別や雇用形態を理由とする不当な差違が生じないように取り組む意思を示すものです。



ロゴマークは、課題、部署等に応じてお使い分けください。

## 6 ハローワークの求人票への表示

宣言事業場の登録に際して付された番号を、ハローワークの求人票に表示することが可能です。表示を希望される場合は、**求人者（宣言事業場）自身**で、登録番号を確認の上、求人票に入力（記載）していただく必要があります。登録番号は、ロゴデータを提供する際にお知らせします。また、佐賀労働局のホームページからも確認することができます。

【求人票の特記事項※への記載内容】 ※記載時の注意点：半角不可、1行30字まで

**Safe Work Action**取組宣言事業場  
(武雄労働基準監督署 登録番号第○○号)

## 7 実施者等

実施：武雄労働基準監督署、佐賀労働局

後援：一般社団法人佐賀県労働基準協会、建設業労働災害防協会  
佐賀県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部、  
独立行政法人 労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター

協力：武雄市、鹿島市、嬉野市、江北町、大町町、白石町、太良町、  
杵藤地区広域市町村圏組合、国土交通省 九州地方整備局  
武雄河川事務所

みなさまのご参加を  
お待ちしております。



労働基準局広報キャラクター ©「たしかめたん」



お問合せ先 武雄労働基準監督署 監督・安衛課

TEL0954-22-2165

## 武雄労働基準監督署

## ロゴマークについて

「Safe Work Action」で使用するロゴマークは、以下の8種類になります（事業者には、会社名等を表記できるよう、「TAKEO」の文字がないものも提供いたします。）。

「Safe Work」はメインのキャッチフレーズになることから、当署管内にある代表的な建物をイメージしたシンボルマークと組み合わせたバージョンがあります。

シンプルバージョンについては、「Safe Work」だけでなく、『Safe』のそれぞれの文字を頭文字とするキャッチフレーズである「Smart Work」、「Active Work」、「Fun Work」、「Equal Work」のロゴマークがあります。

シンプルバージョンの背景のマークは、「未来への架け橋」と「虹」をイメージしてデザインしたものであり、配色については、安全を意味する色である緑と当署管内の特産品である玉緑茶の水をイメージした色を組み合わせています。

Work の「k」は、安全確認のため指差呼称を行う人物と明るい未来を指し示す人物を模したものです

また、「Safe Work」のみ厚生労働省のシンボルマークをイメージしたカラーのシンプルバージョンがあります。

## 【ロゴマーク】

Safe Work 杵島地区 Ver



Safe Work 藤津地区 Ver



シンプル Safe Work Ver



Smart Work Ver



Active Work Ver



Fun Work Ver



Equal Work Ver

シンプル Safe Work  
赤×青 Ver

「Safe Work Action」実施・運営要領  
～みんなで実現 安全・安心・快適職場～

武雄労働基準監督署  
令和7年8月1日制定

1 趣旨

令和7年度は、令和5年度を初年度とする労働災害を減少させるための5か年計画である「佐賀労働局第14次労働災害防止計画」の中間年であるが、死傷災害及び死亡労働災害のいずれも減少が見られない状況である。

また、厚生労働省が行った令和5年「労働安全衛生調査（実態調査）」において、ストレスを感じる労働者は82.7%に及び、その原因は「仕事の量」、「対人関係」が多く、長時間労働の解消やハラスメント防止等によるメンタルヘルスの推進も重要な課題である。

このような状況を改善するために、「Safe Work」（「Smart Work」、「Active Work」、「Fun Work」、「Equal Work」）をキャッチフレーズとする独自のロゴマークの制定、その普及を図ることにより、事業者による自発的な安全衛生対策及び良質な労働条件の確保に取り組むことを支援するとともに、取組の見える化を図ることを目的とする制度「Safe Work Action」を創設・実施する。

本制度を推進することにより、労働者が安全で健康に働くことによる充実した職業生活の実現及び事業者の生産性の向上並びに人材の確保に資することを旨とする。

2 実施者

武雄労働基準監督署、佐賀労働局  
(事務局 武雄労働基準監督署 監督・安衛課)

3 実施対象者

各事業場の事業者及び労働者

4 実施期間

令和7年10月1日から令和10年3月31日まで  
(本制度の進捗状況によって延長する場合があること。)

5 実施対象者の実施事項

- (1) 以上の趣旨に賛同する事業者は、佐賀労働局公式ホームページから入手した別紙「Safe Work Action 取組宣言書」（以下「宣言書」という。）を、安全衛生委員会又は労働者の過半数代表者等（労働基準法第 36 条第 1 項で定める協定の過半数代表者に準ずる。）と審議の上作成し、これを事業場内の見やすい場所に掲示する等により周知すること。

宣言書には、代表者のメッセージのほか、①労働者の安全確保に関する取組、②労働者の健康確保に関する取組、③労働条件向上（ハラスメント対策を含む。）に関する取組の 3 つの取組事項及び同事項ごとの取組期間を明記すること。

取組期間の終期は原則として令和 10 年 3 月 31 日を超えないものとする

こと。  
取組事項は、事業場の現状を踏まえて、できる限り具体的な数値目標等を掲げ、その達成に取り組むこと。

- (2) 事業者は、作成した宣言書を、事務局に原則としてメールにて提出すること。

事業者は、事務局から「Safe Work Action 取組宣言事業場」（以下「宣言事業場」という。）として登録された後に提供されるロゴマークのデータを、労働災害防止活動、職場環境の改善等に活用すること。

なお、ロゴマークは、別に定める『「Safe Work TAKEO」ロゴマーク使用規程』に従って使用すること。

- (3) 宣言事業場の情報を佐賀労働局公式ホームページに掲載することは必須であるので、宣言書の所定の欄にチェックを入れること。
- (4) 本制度の実施期間中に宣言書の更新手続きは不要であるが、宣言書に記載した各取組の終期が令和 10 年 3 月 31 日よりも前の場合は、宣言書を更新して事務局に提出することが望ましいこと。

## 6 実施者の実施事項

- (1) 本制度が浸透し、宣言事業場が増加するためには、事業者及び労働者だけでなく、地域の認知度を高める必要があることから、実施者は、あらゆる機会を捉えて周知に取り組むとともに、関係団体、自治体等への働きかけを行い、それぞれの団体等のホームページ・広報誌への掲載等による周知に努めること。
- (2) 事務局は、事業場が提出した宣言書の内容が本制度の趣旨に沿ったものであることを確認し、問題なければ宣言事業場として登録すること。

登録完了後、佐賀労働局公式ホームページに、①登録番号、②事業場名、③所在地、④宣言書を掲載すること。

また、宣言事業場が登録したメールアドレス宛てに登録番号を通知するとともに、ロゴマークのデータを併せて提供すること。

- (3) 宣言事業場から佐賀労働局公式ホームページへの掲載中止の申出があった場合、労働基準法及び関係法令の違反について指導を受けたにもかかわらず是正しない等本制度の趣旨に明らかに反する状態が継続した場合は、宣言事業場の登録から抹消し、同ホームページの掲載も削除すること。

#### 7 宣言書の提出単位

宣言書の提出は事業場(行政機関を含む。)ごとに行うことを原則とするが、ロゴマークは事業者(企業)単位で使用することは差し支えないこと。

#### 8 宣言書の送付先アドレス

[safe-work-takeo@mhlw.go.jp](mailto:safe-work-takeo@mhlw.go.jp)

#### 9 宣言書の受付開始日

令和7年10月1日

## Safe Work Action 取組宣言書

事業の名称			
事業場の名称		業種	
事業場の所在地		労働者数	
代表者メッセージ			
労働者の安全確保に関する取組			取組期間
	自	令和 年 月 日	
	至	令和 年 月 日	
労働者の健康確保に関する取組			取組期間
	自	令和 年 月 日	
	至	令和 年 月 日	
労働条件向上に関する取組			取組期間
	自	令和 年 月 日	
	至	令和 年 月 日	
1～3の に✓又は を入れ、カッコ内への記載・該当する への✓又は を入れてください。	1 上記内容について、労働者の過半数代表者等と協議しました。 協議年月日：令和 年 月 日 協議方法：労働者の過半数代表者又は過半数労働組合との協議、安全衛生委員会での協議 2 上記内容について、社内に周知しました。 (周知年月日：令和 年 月 日、周知方法 ) 3 本取組宣言書を佐賀労働局のホームページに公開することに同意します。		

宣言年月日：令和 年 月 日

以下の情報は公開されません。

連絡先電話番号

担当者職氏名

ロゴマーク送付先  
メールアドレス

## Safe Work Action 取組宣言書 (記入例)

事業の名称	労働株式会社		
事業場の名称	グループホーム労働	業種	社会福祉施設
事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇000	労働者数	18人
代表者メッセージ	<p style="color: blue;">労働者が安全な環境・健康な状態、そして楽しく仕事ができるように取り組んでまいります。そのためには役職や職種、雇用形態に囚われず、お互い積極的にコミュニケーションをとり、良い雰囲気の職場にしましょう。</p>		
労働者の安全確保に関する取組	取組期間中に電動リフトを導入する等により「ノーリフトケア」を推進するとともに、全労働者に対して腰痛に関する安全衛生教育を実施し、取組期間中における腰痛による労働災害0を達成する。	取組期間	
		自 令和 7年 10月 1日	至 令和 8年 3月 31日
労働者の健康確保に関する取組	取組期間中に運動など健康増進に取り組む労働者に対して、毎月「健康増進手当」を支給することにより、労働者の健康増進を支援し、取組期間中に実施する定期健康診断の有所見率を55%以下とする。	取組期間	
		自 令和 7年 10月 1日	至 令和 8年 3月 31日
労働条件向上に関する取組	「年次有給休暇取得予定表」を活用して、毎月1日以上と同休暇の取得を勧奨し、同休暇の年間取得率80%以上を達成する。	取組期間	
		自 令和 7年 10月 1日	至 令和 8年 3月 31日
① 1～3の□に✓又は■を入れ、②カッコ内への記載・該当する□への✓又は■を入れてください。	<p>1 ■上記内容について、労働者の過半数代表者等と協議しました。          (協議年月日：令和 7年 9月 1日、協議方法：■労働者の過半数代表者又は過半数労働組合との協議、□安全衛生委員会での協議)</p> <p>2 ■上記内容について、社内に周知しました。          (周知年月日：令和 7年 9月 1日、周知方法：全労働者へのメール、掲示板への掲示)</p> <p>3 ■本取組宣言書を佐賀労働局のホームページに公開することに同意します。</p>		

・一つの事項につき一つ以上設定する必要があります(一つの事項につき複数の取組内容を設定していただいても差し支えありません。)  
 ・事業場の現状・課題を分析・把握し、事業場の実情に応じた取組内容にしてください。  
 ・既に「年間安全衛生計画」を作成されている場合は、同計画の期間・掲げた内容と同じにしても差し支えありません。この場合は取組期間の始期が「令和7年4月1日」のように「Safe Work Action」の開始日より前になっていても問題ありません。  
 ・取組期間の終期が、令和10年3月31日より前の場合、更新したものを提出することが望まれます(更新したものは佐賀労働局のホームページに掲載します。)

・「年間安全衛生計画」と同じにする場合でも、労働者の過半数代表者等との協議、周知は改めて行っていただく必要があります。

宣言年月日：令和 7年 9月 1日

以下の情報は公開されません。

連絡先電話番号 0000-00-0000

担当者職氏名 事務長 ○○○○

ロゴマーク送付先  
 メールアドレス

○○○○-○○○@○○○○.○○.○○

## 「Safe Work TAKEO」ロゴマーク使用取扱規程

武雄労働基準監督署

令和 7 年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「Safe Work TAKEO」ロゴマーク（以下「ロゴマークという。」）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第 2 条 別に定める『「Safe Work Action」実施・運営要領』の別紙「Safe Work Action 取組宣言書」を武雄労働基準監督署に提出し、「Safe Work Action 取組宣言事業場」として登録された事業場（以下「宣言事業場」という。）及び次の各号に該当するものに限り、同署が提供したロゴマークを使用することができる。

- (1) 宣言事業場のホームページ又は公式 SNS
- (2) 宣言事業場が施工する建設工事現場
- (3) 宣言事業場が使用する車両、建設機械等の動産
- (4) その他前各号に準ずるもの

(使用の停止)

第 3 条 宣言事業場が、次の各号のいずれかに該当する場合は、武雄労働基準監督署長はロゴマークの使用の差止めを求めることができる。

- (1) 武雄労働基準監督署及び佐賀労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれがあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき
- (3) 武雄労働基準監督署及び佐賀労働局による各種調査に特段の理由なく応じないとき
- (4) 武雄労働基準監督署及び佐賀労働局から労働関係法令の違反について是正を求められたにもかかわらず、所定期日までに是正されないとき
- (5) 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき
- (6) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える又は与えるおそれのあるとき
- (7) その他その使用が著しく不相当であるとき

2 前項の場合、宣言事業場の事業者はその求めに応じ、ロゴマークの消去等の措置を講じなければならない。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほかロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、  
武雄労働基準監督署長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

武雄労働基準監督署からのお知らせ

# 「Safe Work Action」説明会のご案内

武雄労働基準監督署は、令和7年10月1日から、新たな取組となる「Safe Work Action」をスタートさせます。

本取組は、労働災害の防止、労働条件の向上への取組の見える化を図り、事業者自らがこれらの取組を推進することにより、安全・安心・快適な職場の実現を図るものです。

本取組をスタートさせるにあたり、下記のとおり説明会を開催いたします。

経営トップをはじめ安全管理や人事労務を担当する方々のご参加をお待ちしております。

## 記

1 日時 令和7年9月26日（金） 13時30分～15時45分

2 場所 鹿島市生涯学習センター エイブル3階研修室  
（佐賀県鹿島市大字納富分2700-1）

## 3 内容

(1) 「Safe Work Action」への参加方法等の説明

(2) 特別講演1 『「私が目の当たりにした労働災害とご遺族の悲しみ」～労働災害は防げる～』

講師：鹿島建設(株)九州支店安全環境部 部長 音頭 誠 氏

(3) 特別講演2 『経営力アップのための働き方改革』

講師：佐賀働き方改革推進支援センター 専門家 副島 泉 氏

（社会保険労務士法人いずみ代表 中小企業診断士・特定社会保険労務士）

4 参加費 無料

5 定員 50名

6 申込締切日 令和7年9月19日（金）必着

（定員になり次第締め切らせていただきます。）

## 7 申込み方法

申込みは、裏面の「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」から行ってください。

## 【お問合せ先】

武雄労働基準監督署（担当：平山・堤）

〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和758

TEL 0954-22-2165



# 「Safe Work Action」説明会申込み方法

以下のQRコード又はURL若しくは下記により、「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」から申込みを行ってください（申込み完了後、受付サイトから「受付完了メール」が届きます）。

1 QRコードから申し込む



2 URLから申し込む。

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDU3NQ==>

記

## 説明会等受付サイトの申込み方法

※ドメイン設定（受信拒否設定）をされている方は、受付完了メールが受信できません。あらかじめ、ドメイン設定を解除していただき、受付サイトのドメイン「@roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp」を受信リストに加えていただきますようお願いいたします。

検索エンジン等を利用される場合は、以下①～⑥の手順で行ってください。

① 「労働局 受付サイト」で検索し、下記サイトをクリック

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

[トップ](#) | [労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト - 厚生労働省](#)

② 受付サイトで開催地から探す

「佐賀」をクリック

③ 参加対象の説明会を探す

対象の説明会をクリック

④ 参加説明会の内容を確認する

クリック

⑤ 参加フォームに入力、送信する

クリック

⑥ 申込み完了後、受付サイトから「受付完了メール」が届きます。

# 令和7年度 武雄労働基準監督署のとりくみ

## 【組織と主な業務】

武雄労働基準監督署は、監督・安衛課と労災課の2つの課で構成されています。監督業務は、事業場の労働条件が労働基準法等で定める労働条件の最低基準を下回らないか立入などにより調査し、下回る場合は指導したり、重大・悪質な事案に対しては司法事件捜査を行います。安全衛生業務は、労働災害の原因分析や再発防止対策の指導、危険な機械を設置する際の事前審査・検査などを行います。労災業務は、労働保険の加入手続き、労働災害や通勤災害により負傷したり、病気になった労働者等への治療費の補償、仕事ができない期間に対する休業補償、けがが治っても障害が残ったことに対する補償などを行います。また、職場のトラブルに関する相談、解決のための情報提供をワンストップで行う佐賀労働局雇用環境・均等室の総合労働相談コーナーも併設しています。



## 【重点取組事項】

誰もが安心して働き、活躍できる社会の実現を目指し、以下の事項を重点とし、行政運営を推進します。

- 1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止
- 2 中小企業及び令和6年度時間外労働上限規制適用開始業務等（建設業・自動車運転者・医師）における一般労働条件の確保・改善
- 3 死亡災害ゼロ及び死傷災害の減少
- 4 迅速・適正な労災補償の実施
- 5 最低賃金制度の履行確保及び賃金引上げに向けた支援



ご理解とご協力のほど、よろしく願います。

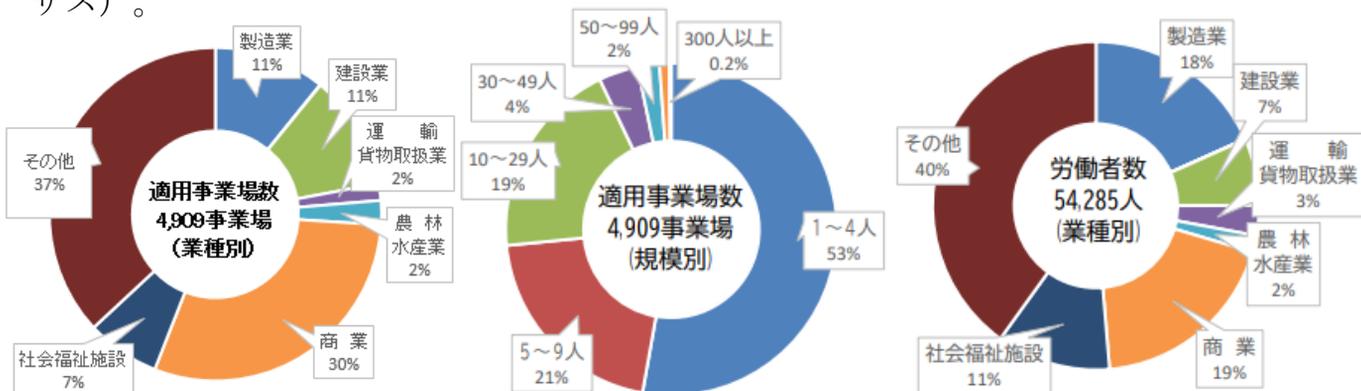
労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

## 【管内の概況】

管轄となる武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町の人口は約14万人（県内の約18%）、面積は約664km<sup>2</sup>（県内の約26%）です。

商工業は、嬉野温泉、武雄温泉などにおけるホテル・旅館、特産農産品である茶、玉葱などの加工場、歴史ある酒蔵、世界的なシェアを有する半導体用シリコンウェーハや船舶関係の部品の製造工場があることなどが特徴です。

管内の事業場数は4,909事業場、労働者数は54,285人です（出典：令和3年経済センサス）。



# 【重点取組事項の詳細】

## 1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のため、各種情報から時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場などに対して重点的に監督指導を実施します。また、時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）の受理に際し、審査を徹底し、長時間労働としない環境の整備や実効ある健康・福祉確保措置を確立できるよう指導を行います。

### 【武雄署の監督指導等実施状況】

令和6年定期監督等実施件数	うち違反事業場数	違反率
311	218	70.1%



主な違反事項	労働時間	26
	割増賃金不払（時間・休日・深夜）	30
	年次有給休暇（年5日付与）	35
	最低賃金（未満）	6
	一般定期健康診断	18

36協定受理件数	令和5年	1,919
	令和6年	2,214

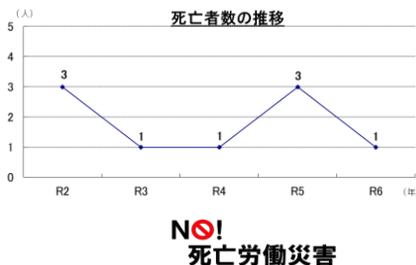
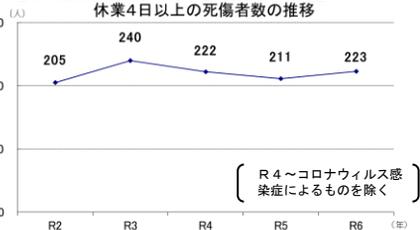
## 2 中小企業及び令和6年度時間外労働上限規制適用開始業務等（建設業・自動車運転者・医師）における一般労働条件の確保・改善

当署に設置した「労働時間相談・支援班」の訪問支援による、事業場の実情を踏まえた労働時間制度の提案、労働時間の削減に資する各種支援策の紹介、上限規制適用開始業務等に特化した説明会の開催のほか、「[佐賀働き方改革推進支援センター](#)」とも連携し、働き方改革による良質な労働環境の整備を支援するとともに、賃金不払残業が発生することがないよう、労働時間の範囲、客観的な方法による労働時間の把握などについて、指導を行います。

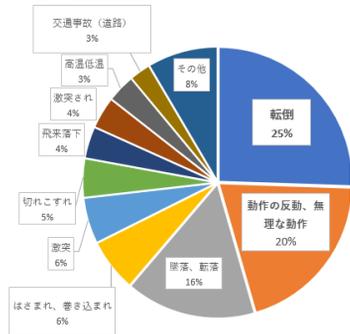
## 3 死亡災害ゼロ及び死傷災害の減少

管内の労働災害の発生状況・「[佐賀労働局第14次労働災害防止計画](#)」を踏まえ、労働者の作業行動に起因する災害防止、建設業における墜落等の重篤な災害防止、メンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止等について、関係機関と連携しながら、講習会、訪問指導などを実施し、自発的に安全衛生に取り組むための意識の向上を図り、死亡災害ゼロ及び死傷災害の減少を目指します。

### 【武雄署管内の災害発生状況】



令和6年労働災害事故の型別(全産業)



## 4 迅速・適正な労災補償の実施

相談に際して懇切丁寧な対応に努め、請求漏れが生じないようにします。脳・心臓疾患、精神障害、石綿などの業務上疾病による請求事案については、計画的に調査することにより、迅速な処理に努めるとともに、認定基準等に基づき、適正な認定を行います。また、労働保険の未手続事業場の解消、労災かくしが生じないように指導を行います。

令和6年度主な請求受付件数(武雄署)	
療養(補償)給付・費用	1,733
休業(補償)給付	631(うち新規214)
障害(補償)給付	18
遺族(補償)給付	2

令和6年度脳・心臓疾患、精神障害、石綿、じん肺事業の請求件数(武雄署)	
脳・心臓疾患	1
精神障害	2
石綿	2
じん肺	2



## 5 最低賃金制度の履行確保及び賃金引上げに向けた支援

最低賃金改定時に効果的な周知に取り組むとともに、最低賃金を重点とする監督指導を集中的に実施します。また、企業のニーズに沿った助成金の利用（組合せ）について、「[『賃上げ』支援助成金パッケージ](#)」による情報提供を行うとともに、佐賀労働局雇用環境・均等室と連携し、同一労働同一賃金など適切な賃金制度の確立を図ります。

お問合せ先

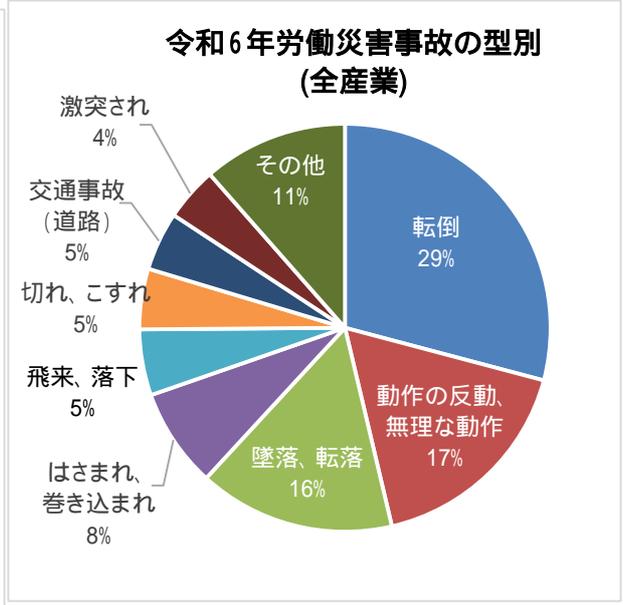
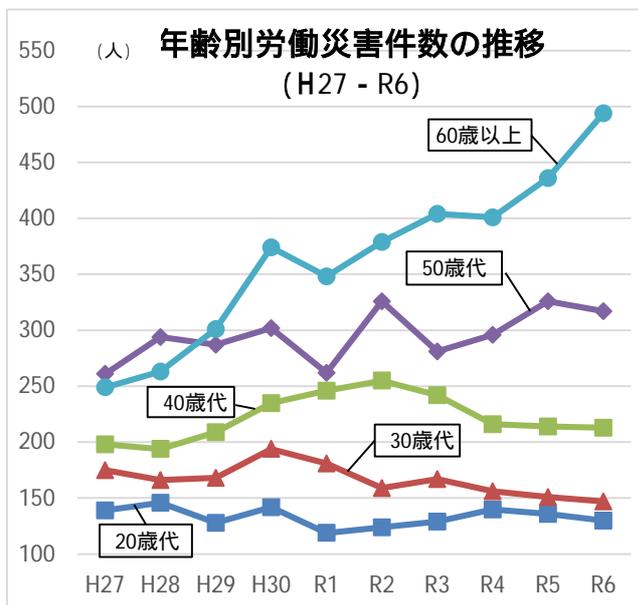
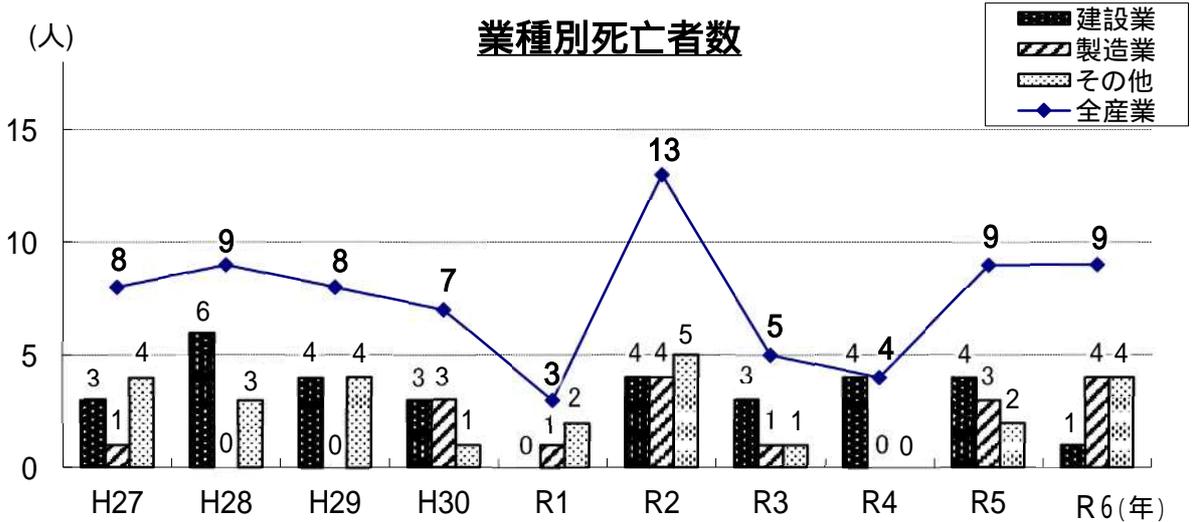
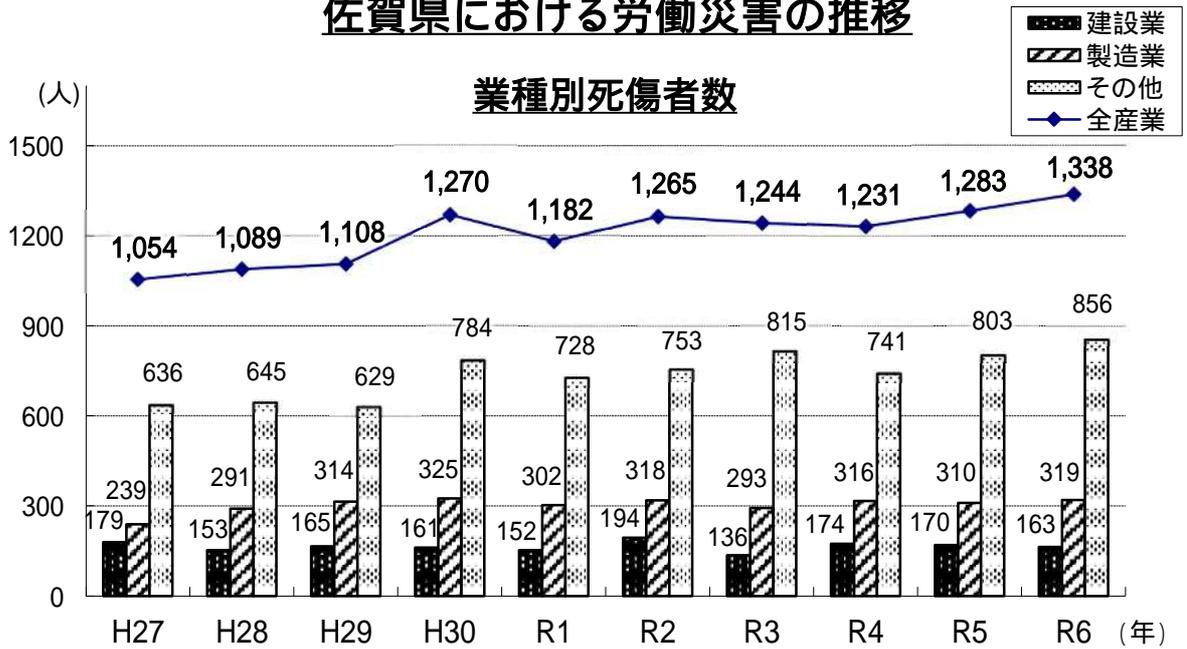
武雄労働基準監督署 〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和758

TEL 0954-22-2165 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



令和6年の県内の休業4日以上死傷者数は1,338人となっている。また、死亡者数は9人と前年に比べ同数となっている。(コロナウィルス感染症を除く)

### 佐賀県における労働災害の推移



資料: 労働者死傷病報告(休業4日以上)(コロナを除く)

# 佐賀労働局

## 第14次労働災害防止計画

期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

期待される結果（第13次労働災害防止計画期間との比較による）

- ◎ 労働災害による死亡者の数：**15%以上減少**
- ◎ 労働災害による死傷者の数：**減少**

### 計画が目指す社会

#### 労働者が安全で健康に働くことができる社会

- ・ 事業者、注文者、労働者などの関係者が自身の責任を認識し真摯に取り組む社会
- ・ 安全衛生対策の必要性和その経費がサービス料金に含まれることが理解される社会
- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会
- ・ 多様な形態で働く労働者が潜在力を十分に発揮できる社会

### 労働災害防止計画とは

労働災害を減少させるために佐賀労働局、管内の事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた計画です。

### 計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進



# 佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容 (アウトプット指標)

## 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を**令和9年(2027年)までに70%以上**とする。
- 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を**令和9年(2027年)までに80%以上**とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を**令和5年(2023年)と比較して令和9年(2027年)までに増加**させる。



## 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を**令和9年(2027年)までに70%以上**とする。

## 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育をおこなっている事業場の割合を**令和9年(2027年)までに60%以上**とする。

## 業種別の労働災害防止対策の推進

- 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を**令和9年(2027年)までに45%以上**とする。
- 墜落・転落災害の防止等に関する実効あるリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を**令和9年(2027年)までに85%以上**とする。
- 実効ある機械災害防止対策(非定常作業を含む)に取り組む製造業の割合を**令和9年(2027年)までに70%以上**とする。
- 伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を**令和9年(2027年)までに50%以上**とする。



## 労働者の健康確保対策の推進

- 企業における年次有給休暇の取得率を**令和7年(2025年)までに70%以上**とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を**令和7年(2025年)までに30%以上**とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を**令和9年(2027年)までに80%以上**とする。
- 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を**令和9年(2027年)までに50%以上**とする。
- 健康診断後の事後措置・治療と仕事の両立支援・その他の必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を**令和9年(2027年)までに80%以上**とする。

## 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を**令和7年(2025年)までに80%以上**とする。
- リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性または有害性が把握されている化学物質について、化学物質に係るリスクアセスメントを行っている事業場の割合を**令和7年(2025年)までに80%以上**とする。その上で、化学物質に係るリスクアセスメントの結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を**令和9年(2027年)までに80%以上**とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を**令和5年(2023年)と比較して令和9年(2027年)までに増加**させる。

# 佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容 (アウトカム指標)

## 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる転倒の60歳以上の労働者の死傷者数を第13次労働災害防止計画(以下「13次防」という。)期間と比較して第14次労働災害防止計画(以下「14次防」という。)期間において減少させる。
- 転倒による平均休業見込日数を令和9年(2027年)までに35日以下とする。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

## 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる60歳以上の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

## 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 外国人労働者の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。

## 業種別の労働災害防止対策の推進

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。
- 建設業における死亡者数を13次防期間と比較して14次防期間において15%以上減少させる。
- 製造業における機械災害による死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において10%以上減少させる。
- 林業における死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

## 労働者の健康確保対策の推進

- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年(2025年)までに5%以下とする。
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年(2027年)までに50%未満とする。



## 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物との接触、爆発、火災によるもの)の件数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。
- 増加が見込まれる熱中症による死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

## アウトカム指標を達成した場合、少なくとも以下の とおりの結果が期待される

- 死亡災害については、13次防期間と比較して14次防期間において15%以上減少する。
- 死傷災害については、13次防期間と比較して14次防期間において減少する。



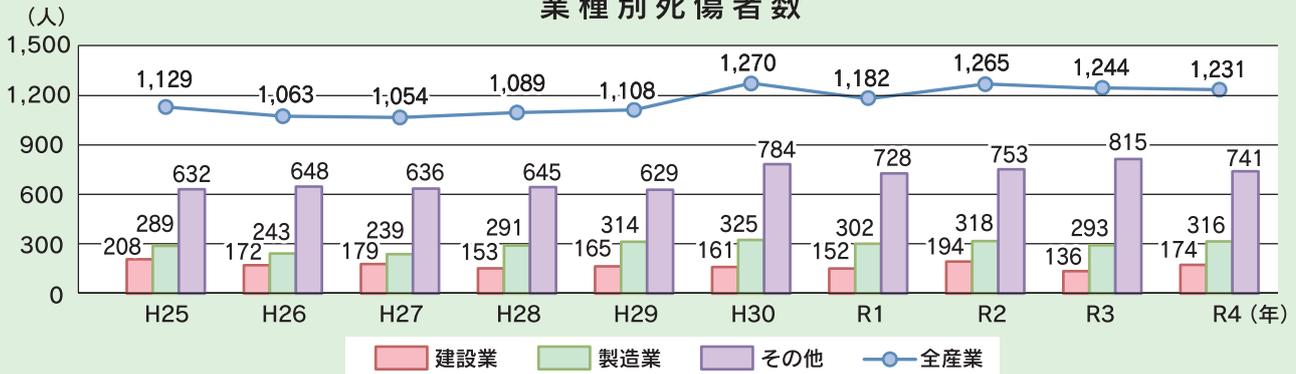
← 詳しくはコチラを  
ご覧ください。

佐賀労働局  
第14次労働災害防止計画本文

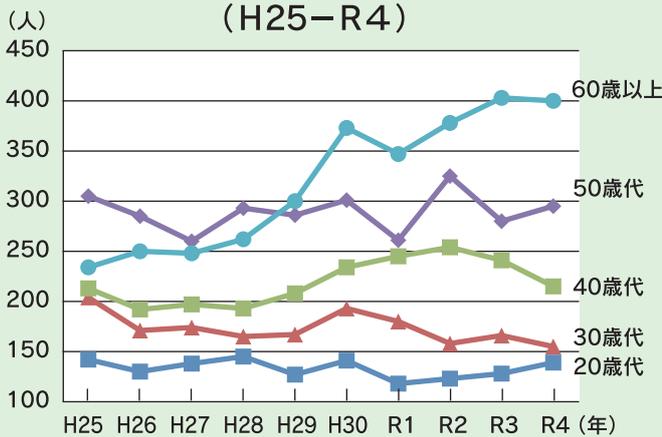
# 第13次労働災害防止計画の結果(ポイント) 期間:平成30年~令和4年

- ・労働災害が多かった業種は、  
「製造業」(1,554件、全体の25.1%) 「陸上貨物運送事業」(846件、全体の13.7%) 「建設業」(817件、13.2%)
- ・60歳以上の高齢労働者による労働災害は、606人増加 (12次防期間から+46.7%)
- ・全体に占める60歳以上の高齢労働者による死傷者は増加傾向にあり、令和4年は全体の32.6%が60歳以上の高齢労働者による労働災害。
- ・労働災害が多かった事故の型は、  
「転倒」(全体の24.7%) 「墜落、転落」(全体の18.0%) 「動作の反動、無理な動作」(全体の16.7%)

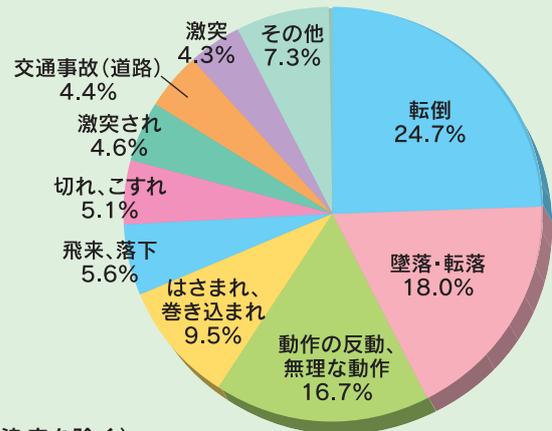
業種別死傷者数



年齢別労働災害件数の推移 (H25～R4)



13次防(H30～R4)期間中の労働災害事故の型別(全産業)



※資料：労働者死傷病報告（休業4日以上、確定値、新型コロナウイルスを除く）

## 第14次労働災害防止計画における労働衛生分野の対策の方向性

### 健康確保対策

#### 【メンタルヘルス対策関係】

小規模事業場におけるストレスチェック、心の健康づくり計画の普及促進を図る。

#### 【過重労働対策関係】

年休取得促進等の環境整備、勤務間インターバル制度の導入促進、過重労働による健康障害防止対策の推進を図る。

#### 【産業保健活動関係】

現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や産業保健活動の見直し。小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進。治療と仕事の両立支援の推進。

### 化学物質等対策

#### 【化学物質管理】

個別規制の対象外となっている化学物質に対する法令改正を踏まえた化学物質の自律的な管理の定着。

#### 【石綿障害対策】

建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進。

#### 【その他】

粉じん障害防止対策の推進、熱中症予防対策の推進、騒音障害等職業性疾病予防対策の推進など。